

<報道発表資料>

令和4年1月25日

さいたま文学館 文学講座受講者に対する指定管理者による メール誤送信について

1 概要

令和4年1月12日（水曜日）9時43分、さいたま文学館の指定管理業務を受託している桶川地域文化振興共同事業体（以下、「指定管理者」という）が、文学講座受講に関する事務連絡のメールを送信しました。その際、誤って、受講者（21件）のメールアドレスが表示される状態で送信しました。

2 対応状況

指定管理者は、受講者に対し、お詫びするとともに、先に送信したメールの削除を依頼しました。

3 再発防止策

県は、指定管理者に対し、メール送信時に複数人による確認を徹底するなどチェック体制の強化を指導し、適切な事業の管理を図ってまいります。